

富山県自転車活用推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次</p> <p>第1章、第2章 略</p> <p>第3章 自転車の活用の推進に関する基本的 施策 (第10条—<u>第16条</u>)</p> <p>第4章 財政措置等 (<u>第17条・第18条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第12条 略 (自転車交通安全教育)</p> <p>第13条 略 2 学校 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校 (幼稚園を除く。) 、 同法第124条に規定する専修学校及び同法第 134条第1項に規定する各種学校をいう _____) の長は、その児 童、生徒又は学生が自転車を安全かつ適正に 利用することができるよう、その発達段階に 応じた自転車交通安全教育を行うよう努める ものとする。</p> <p><u>(自転車損害賠償保険等への加入等)</u></p> <p>第14条 自転車を利用する者及び自転車の貸付 を業とする者その他自転車を事業の用に供す る者は、自転車の利用に係る事故により生じ た損害を賠償するための保険又は共済 (次項</p>	<p>目次</p> <p>第1章、第2章 略</p> <p>第3章 自転車の活用の推進に関する基本的 施策 (第10条—<u>第17条</u>)</p> <p>第4章 財政措置等 (<u>第18条・第19条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第12条 略 (自転車交通安全教育)</p> <p>第13条 略 2 学校 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校 (幼稚園を除く。) 、 同法第124条に規定する専修学校及び同法第 134条第1項に規定する各種学校をいう。<u>第 16条第3項において同じ。</u>) の長は、その児 童、生徒又は学生が自転車を安全かつ適正に 利用することができるよう、その発達段階に 応じた自転車交通安全教育を行うよう努める ものとする。</p> <p><u>(自転車損害賠償保険等への加入)</u></p> <p>第14条 自転車を利用する者 (未成年者を除 く。) は、自転車の運行によって人の<u>生命又 は身体が害された場合における損害賠償を保 障する保険又は共済</u> (以下この条から第16条</p>	<p>規定整備 同上</p> <p>新第16条第3項に同旨の言葉を置く ことに伴う規定整備</p> <p>規定整備 未成年者を除く自転車を利用する者の自転車損害賠償保険等への加入を 義務化するもの</p>

及び次条第2項において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入に努めるものとする。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

(新設)

(新設)

までにおいて「自転車損害賠償保険等」という。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監督する者をいう。以下この項及び第16条第3項において同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車の貸付けを業とする者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

監護する未成年者が自転車を利用する保護者の自転車損害賠償保険等への加入を義務化するもの

事業活動において自転車を利用する事業者の自転車損害賠償保険等への加入を義務化するもの

自転車の貸付けを業とする者の自転車損害賠償保険等への加入を義務化するもの

(新設)

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第15条 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（次項において「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、その従業員のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者（次項において「自転車通勤者」という。）がいるときは、当該者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 事業者は、前項の規定による確認により、自転車通勤者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車通勤者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

5 自転車の貸付けを業とする者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努

自転車の小売を業とする者による自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入確認を努力義務とするもの

自転車の小売を業とする者による自転車損害賠償保険等への加入が確認できない場合の情報提供を努力義務とするもの

事業者による通勤時に自転車を利用する従業員に対する自転車損害賠償保険等への加入確認を努力義務とするもの

事業者による自転車損害賠償保険等への加入が確認できない場合の情報提供を努力義務とするもの

自転車の貸付けを業とする者による借受人に対する自転車損害賠償保険等に関する情報提供を努力義務とするもの

	<u>めなければならない。</u>	
(県民等への情報提供等)	(県民等への情報提供等)	
<u>第15条 県は、自転車の活用の推進に関する意 識の高揚を図るため、県民及び事業者並びに 観光旅行者等に対し、市町村、関係団体等と 連携して、自転車の活用の推進に関する情報 の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ず るものとする。</u>	<u>第16条 同左</u>	条ずれの規定整備
2 県は、 <u>自転車を利用する者及び自転車の貸 付を業とする者その他自転車を事業の用に供 する者の自転車損害賠償保険等への加入を促 進するため、市町村、関係団体等と連携し て、自転車損害賠償保険等に関する情報の提 供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるも のとする。</u>	2 県は、 <u>自転車損害賠償保険等への加入を促 進するため、市町村、関係団体等と連携し て、自転車損害賠償保険等に関する情報の提 供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるも のとする。</u>	規定整備
(新設)	<u>3 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒 又は学生及びその保護者に対し、<u>自転車損害 賠償保険等に関する情報を提供するよう努め なければならない。</u></u>	学校の長による児童等及び保護者に 対する自転車損害賠償保険等に関する 情報提供を努力義務とするもの
(県民等への支援)	(県民等への支援)	
<u>第16条 県は、県民、事業者又は関係団体等が 行う自転車の活用の推進に関する取組に対 し、必要な支援を行うよう努めるものとす る。</u>	<u>第17条 同左</u>	条ずれの規定整備
2 県は、市町村が自転車の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、情報の提供、助言その他必要な支援を	2 同左	

行うものとする。

第4章 財政措置等
(財政上の措置)

第17条 県は、自転車の活用の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(細則)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 財政措置等
(財政上の措置)

第18条 同左

(細則)

第19条 同左

条ずれの規定整備

条ずれの規定整備